⑶　拠点施設の機能充実

既存の拠点施設であるツル博物館クレインパークいずみや、ツル観察センターは、ツルにとどまらず広く湿地について学べるよう機能強化が重要となります。

クレインパークいずみでは、主に子どもたちのラムサールに関する学習支援の他、常設・企画展示などの充実を進めます。

ツル観察センターは、ラムサール条約登録地としての環境について学べるとともに、体験学習やエコツーリズム等の拠点として様々な機能の充実を進めます。このため、現在ツルの越冬期のみの開館期間を通年とし、普及啓発・情報発信・交流施設として機能の強化を検討します。

さらに、ツル保護センターについても、ツル観察センターとともに登録地内に立地する重要な拠点施設として、積極的な活用を検討します。

関連：p.37 交流・学習の取組についての課題 3、4

クレインパークいずみの企画展

越冬地の風景

	取組内容	実施時期	関係課等	SDGs
8	**ツル観察センターの機能見直し** 年間を通し湿地や環境について学ぶことができる地域文化の発信拠点、野外活動の拠点としての活用方法を検討する	新　規 R４～	観光交流課 クレインパーク 企画政策課	
9	**キャッシュレス決済事業** インバウンド対応や、感染リスク軽減策としてキャッシュレス決済を導入する	新　規 R４～	観光交流課 クレインパーク	
10	**光学機器メーカー誘致事業** イベントや、利用調整期間中に企業の出展により、ツル観察センターへの集客を図る	継　続 R２～	クレインパーク	
11	**ラムサール常設展示・特設コーナー設置事業** ツル観察センターへのラムサール条約に関する特設コーナー設置や、クレインパークでのラムサール条約に係る企画展や常設展示を行う	継　続 R３～	クレインパーク 観光交流課	
12	**ツル観察センター周辺サイクリングコース整備事業** ツル観察センターを拠点としたサイクリングコースを整備し、越冬地の環境に直接触れ関心を高めてもらう	新　規 R４～	観光交流課 クレインパーク 道路河川課 農林水産整備課	
13	**ラムサール条約登録地PR看板等設置事業** 海外からの来訪者にも対応できる多言語標記看板等を設置する	新　規 R４～	観光交流課 クレインパーク	
14	**ツル保護センター活用事業** 保護ツルの見学を通じた保護活動への理解を深めてもらうための活用方法を検討する	新　規 R４～	クレインパーク 観光交流課 県ツル保護会	

⑷　情報発信

ツル博物館クレインパークいずみでは、これまで特にツルや野鳥に関する情報の発信に力を入れてきました。

今後は、ラムサール条約登録地としての PR や本市の自然の魅力や歴史等、幅広い情報を様々な媒体を通じて発信していきます。

関連：p.37 交流・学習の取組についての課題 3

	取組内容	実施時期	関係課等	SDGs
15	**ラムサール条約湿地登録ＰＲ事業** 車体広告等を通じ条約登録を広くＰＲする	継　続 Ｒ３～	クレインパーク	4 質の高い教育をみんなに
16	**ラムサール条約紹介動画作成事業** ラムサール条約に関する紹介動画を作成し学習やＰＲに使用する	新　規 Ｒ４～	クレインパーク 学校教育課	8 働きがいも経済成長も
17	**環境関連のイベント創出事業** 「バードフェスタ」や「世界湿地の日」に関連したイベントを実施する	新　規 Ｒ４～	クレインパーク 観光交流課	11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任
18	**出水の自然情報発信事業** ＳＮＳを通じたツルや野鳥の情報など出水の自然に関する情報発信を行う	新　規 Ｒ４～	クレインパーク 観光交流課 情報課	14 海の豊かさを守ろう
19	**「越冬地の自然と人々の共生の歴史」編纂事業** 越冬地の歴史、文化、昔の風景などについて聞取りを行い公開する	新　規 Ｒ４～	クレインパーク 文化財課 県ツル保護会	15 陸の豊かさも守ろう

ジャパンバードフェスティバルの様子（千葉県我孫子市）

４　越冬地利用調整

利用調整は、ツルの越冬地としての本市が抱える課題を「ツルへの配慮」、「住民と来訪者との共生」、「鳥インフルエンザへの防疫の強化」の観点から解決するために、利用をコントロールすることです。

越冬地の環境を保全するとともに、「ツル越冬地の自然環境の保全及び持続可能な活用の推進」を基本方針に、「越冬地利用調整の制度設計」、「円滑な利用のためのルール」の視点から具体的な取組を進めます。

図出典：平成27年度出水市におけるナベヅル、マナヅルの新越冬地形成等に係る合意形成検討調査業務報告書（環境省九州地方環境事務所）

(1)　越冬地利用調整の制度設計

本格実施に向けて、事業の徹底した周知や、越冬地を訪れた人への公平性を期すために、通行制限や協力金の受領を任意ではなく、法的な根拠に基づく制度の構築を目指し、検討を進めて行きます。

関連：p.41 越冬地の利用調整についての課題 1、2

	取組内容	実施時期	関係課等	SDGs
1	**ツル越冬地利用調整事業** 利用調整の実施期間と入域制限の手段を検討する	継　続 Ｒ２～	クレインパーク 企画政策課	
2	**越冬地環境保全協力金に関する制度設計** 協力金の受領手段と使途を検討する	継　続 Ｒ２～	クレインパーク 企画政策課	

(2)　円滑な利用のためのルール

利用調整についての正しい理解と協力を得るためにルールの作成と普及のための事業を進めます

関連：p.31 観光への活用についての課題 6
p.41 越冬地の利用調整についての課題 3

	取組内容	実施時期	関係課等	SDGs
3	**出水ツルの越冬地野鳥観察ルール策定事業** 野鳥観察や自然体験に関する場所や時間、利用方法を示したルールを作成する	新　規 R４～	クレインパーク 観光交流課	
4	**ツル観光用のレクチャー動画作成事業** ツル観光の前に観察マナーやルールの周知や地域の歴史等を紹介する動画を作成する	新　規 R４～	クレインパーク	

遊歩道での散策前にレクチャー受講をする知床国立公園

第５章　参考資料

１　出水市ラムサール条約登録推進協議会会則

（趣旨）

第１条　この規則は、ツル渡来地を中心とする希少な環境の価値をさらに高め、ラムサール条約の目的である自然との共生や湿地の保全と賢明な利活用について協議するため、出水市附属機関の設置に関する条例（平成３０年出水市条例第１１号。第５条第１項において「条例」という。）の規定に基づき置く出水市ラムサール条約登録推進協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の委員）

第２条　協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、２５人以内とし、当該委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

⑴　出水市
⑵　土地改良区の役員
⑶　漁業協同組合の役職員
⑷　農業協同組合の役職員
⑸　いずみ民泊体験推進協議会の役員
⑹　出水市観光協会の役員
⑺　出水商工会議所及び鶴の町商工会の役職員
⑻　さつま出水青年会議所の役員
⑼　出水市自治会連合会の役員
⑽　学識経験者
⑾　学校教育関係者
⑿　関係行政機関の職員
⒀　その他市長が必要と認める者

２　委員の任期は、２年以内とする。

３　委員に特別委員を置く。

（会長及び副会長）

第３条　協議会に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

５　会長及び副会長に共に事故があるとき、又は会長及び副会長が共に欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（会議）

第４条　会長は、協議会を招集し、協議会の会議（以下この条において「会議」という。）の議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

（部会）

第５条　条例第４条の規定に基づき、協議会に部会を置き、その所掌事項は、条例別表１に規定する協議会の所掌事務について必要な協議を行うこととする。

２　部会に属すべき部会委員は、委員が推薦する者の中から会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

４　部会長は部会の会務を総理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。

５　前条の規定は、部会の会議について準用する。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、政策経営部企画政策課において処理する。

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項にあっては会長が協議会に諮って、部会の運営に関し必要な事項にあっては部会長が部会に諮って、それぞれ定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年１月１日から施行する。

（協議会の招集の特例）

２　第４条第１項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が定められていない場合にあっては、市長が協議会を招集する。第５条第５項の規定により準用する場合において部会に属する委員の互選により部会長が定められていないときにあっては、会長が部会を招集する。

２　出水市ラムサール条約登録推進協議会　協議会委員名簿（令和３年４月１日現在）

団体名		職名	氏名
1	出水市	市長	椎木　伸一 （会　長）
2	出水干拓東土地改良区	理事長	尾籠　政斗 （副会長）
3	出水平野土地改良区	理事長	椿　義博
4	出水平野土地改良区　荒崎工区 （受益者代表）	管理委員長	野添　輝夫
5	出水平野土地改良区　西干拓工 （受益者代表）	管理委員長	鳥飼　重人
6	北さつま漁業協同組合	出水支所　支所長	武宮　泰志
7	高尾野内水面漁業協同組合	代表理事	髙崎　正風
8	鹿児島いずみ農業協同組合	代表理事組合長	上　宗光
9	マルイ農業協同組合	代表理事組合長	岡田　一弘
10	赤鶏農業協同組合	代表理事	田下　豊
11	いずみ民泊体験推進協議会	世話人	大平　克彦
12	(一社)　出水市観光特産品協会	代表理事	宇津木　信孝
13	出水商工会議所	会　頭	岩﨑　孝和
14	鶴の町商工会	会　長	竹添　裕二
15	(一社) さつま出水青年会議所	理事長	日置　慶二
16	鹿児島県環境林務部　自然保護課	課　長	宮澤　泰子
17	鹿児島県教育庁　文化財課	課　長	南　芳浩
18	鹿児島県土木部　河川課	課　長	瀬戸口　淳一
19	鹿児島県北薩地域振興局　総務企画課	課　長	永山　善徳
20	鹿児島県北薩地域振興局　河川港湾課	課　長	長崎　雅哉
21	鹿児島県北薩地域振興局 農政普及課出水市駐在	参　事	四位　真由美
22	鹿児島県ツル保護会	会　長	椎木　伸一
23	出水市自治会連合会	蕨島自治会長	小嶋　博
24	出水市立　高尾野中学校	校　長	下園　伸秀
25	出水市立　鶴荘学園	校　長	角　和重

出水市ラムサール条約登録推進協議会 特別委員

団 体 名		職 名	氏 名
1	九州農政局 鹿児島県拠点	地方参事官(鹿児島)	井田 和弘
2	環境省 九州地方環境事務所	野生生物課長	鑪 雅哉
3	日本生態系協会	専務理事	関 健志
4	鹿児島大学	鹿児島環境学担当特任教授	奥山 正樹
5	鹿児島県出水警察署	署 長	市野 孝志

3　出水市ラムサール条約登録推進協議会　部会委員名簿（令和３年４月１日現在）

1　保全・再生部会			
1	高尾野内水面漁業協同組合	筆頭理事	立山　三郎
2	鶴の町商工会	事務局長	湯田　憲孝
3	出水市立　江内小学校	教　諭	守谷　樹史
4	出水市立　高尾野中学校	教　諭	大城　慶彦
5	鹿児島県ツル保護会	巡回監視員	溝口　文男
6	出水市	市民部 生活環境課　課長	堂之上　健二
2　賢明な利用（ワイズユース）部会			
1	出水平野土地改良区　荒崎工区　（受益者）		山口　省吾
2	北さつま漁業協同組合	出水支所　係長	今井　辰彦
3	鹿児島いずみ農業協同組合	出水営業所　所長	茂原　浩一
4	マルイ農業協同組合	生産事業部　部長	椎木　昭任
5	赤鶏農業協同組合	生産部　部長	田島　賢丈
6	地　域（荘地区）		時吉　大喜
7	出水市	商工観光部 観光交流課　課長	宗像　完治
3　交流・学習部会			
1	出水商工会議所	総務課長	丸畑　尚人
2	さつま出水青年会議所	副理事長	宮後　聖仁
3	いずみ民泊体験推進協議会	副会長	外園　光子
4	地　域（江内地区）		宮野　しげ子
5	出水市立　鶴荘学園	教　諭	田中　公貴
6	出水市立　蕨島小学校	教　諭	松本　壮裕
7	出水市	商工観光部　ツル博物館 クレインパークいずみ　館長	松井　勉
4　ツル越冬地利用調整部会			
1	出水市	商工観光部　部長	春田　和彦
2	出水干拓東土地改良区	副理事長	松元　浩文
3	出水平野土地改良区	事務局長	玉井　和則
4	出水平野土地改良区　西干拓工区　（受益者）		時吉　貴洋
5	出水市観光特産品協会	専務理事 兼 事務局長	益田　茂満
6	地　域（下水流地区）		伊藤　博昭
7	出水市	政策経営部 企画政策課　課長	松岡　秀和
特別委員			
1	環境省　出水自然保護官事務所	自然保護官	木富　正裕

４　ラムサール条約湿地への登録、出水市ラムサール条約湿地保全・利活用計画策定に向けて

本市では、令和２年１月に関係団体や、国・県の関係行政機関等で構成する「出水市ラムサール条約湿地登録推進協議会」を設立し、ラムサール条約についての共通理解を深め、登録予定地などについて協議を行いました。

また、「出水市ラムサール条約湿地保全・利活用計画」の策定については、「出水市ラムサール条約登録推進協議会部会」を開催し、部会委員の皆様と共に作業を行いました。

その他、様々な意見やアイデアを収集するためのワークショップを開催し、多くの市民の皆様と共に考え、行動してきました。

協議会・部会の開催風景

ワークショップの開催風景

5　登録までのスケジュール

令和２年１月 29 日	第１回出水市ラムサール条約登録推進協議会・部会
２月 19 日	第２回出水市ラムサール条約登録推進協議会
４月 21 日	第３回出水市ラムサール条約登録推進協議会
６月 23 日	第２回出水市ラムサール条約登録推進協議会部会 第１回出水市ラムサール条約登録推進協議会ワークショップ
７月 30 日	第３回出水市ラムサール条約登録推進協議会部会 第２回出水市ラムサール条約登録推進協議会ワークショップ
８月 24 日	第４回出水市ラムサール条約登録推進協議会部会 第３回出水市ラムサール条約登録推進協議会ワークショップ
８月 26 日	国指定出水・高尾野鳥獣保護区の変更（区域拡張）及び国指定出水・高尾野鳥獣保護区出水・高尾野特別保護地区の指定に係る公聴会
９月 29 日	第５回出水市ラムサール条約登録推進協議会部会 第４回出水市ラムサール条約登録推進協議会ワークショップ
11 月 ２ 日	第４回出水市ラムサール条約登録推進協議会
11 月 11 日	中央環境審議会 自然環境部会野生生物小委員会
11 月 16 日	第６回出水市ラムサール条約登録推進協議会部会 ワークショップの取組結果について報告会
11 月 30 日	第５回出水市ラムサール条約登録推進協議会
令和３年１月 12 日	官報告示 国指定出水・高尾野鳥獣保護区出水・高野野特別保護地区の変更
５月 ６ 日	第１回出水市ラムサール条約登録推進協議会部会
５月 25 日	第１回出水市ラムサール条約登録推進協議会
６月 ３ 日	出水ツルの越冬地生物多様性協議会の設立
６月 30 日	第２回出水市ラムサール条約登録推進協議会部会
７月 20 日	第３回出水市ラムサール条約登録推進協議会部会
８月 18 日	第４回出水市ラムサール条約登録推進協議会部会

８月 24 日	第２回出水市ラムサール条約登録推進協議会
９月 22 日	第５回出水市ラムサール条約登録推進協議会部会
10 月５日	中央環境審議会　自然環境部会野生生物小委員会
11 月２日	第３回出水市ラムサール条約登録推進協議会
11 月 18 日	官報告示 　特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第２条１に規定する湿地に指定 　「出水ツルの越冬地」の名称にてラムサール条約湿地へ登録
11 月 20 日	ラムサール条約登録認定証伝達式
令和４年１月 22 日	ラムサール条約湿地登録記念式典

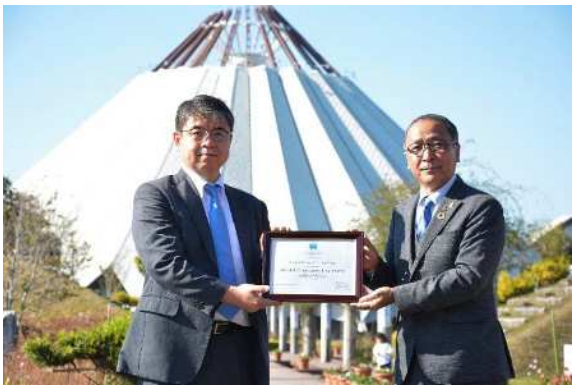
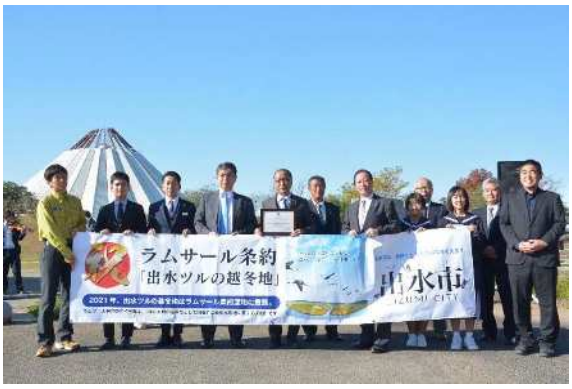

登録認定証伝達式の様子

記念式典の様子

６　ラムサール条約条文

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
（昭和５５年９月２２日　条約　第２８号 ）
　注　平成６年４月２９日　条約一部改正現在

締約国は、
人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、
水の循環を調整するものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、
湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーショシ上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが取返しのつかないことであることを確信し、
湿地の進行性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、
水島が、季節的移動に当たつて国境を越えることがあることから、国際的な資源として考慮されるべきものであることを認識し、
湿地及びその動植物の保全が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結び付けることにより確保されるものであることを確信して、
次のとおり協定した。

第１条
１　この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞つているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が６メートルを超えない海域を含む。
２　この条約の適用上、水鳥とは、生態学上湿地に依存している鳥類をいう。

第２条
１　各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿（以下「登録簿」といい、第８条の規定により設けられる事務局が保管する。）に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述し、かつ、地図上に表示するものとし、また、特に水鳥の生息地として重要である場合には、水辺及び沿岸の地帯であつて湿地に隣接するもの並びに島又は低潮時における水深が６メートルを超える海域であつて湿地に囲まれているものを含めることができる。
２　湿地は、その生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上又は水文学上の国際的重要性に従つて、登録簿に掲げるため選定されるべきである。特に、水鳥にとつていずれの季節においても国際的に重要な湿地は、掲げられるべきである。
３　登録簿に湿地を掲げることは、その湿地の存する締約国の排他的主権を害するものではない。

４　各締約国は、第９条の規定によりこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、登録簿に掲げるため少なくとも１の湿地を指定する。
５　いずれの締約国も、その領域内の湿地を登録簿に追加し、既に登録簿に掲げられている湿地の区域を拡大し又は既に登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し若しくは縮小する権利を有するものとし、当該変更につき、できる限り早期に、第８条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。
６　各締約国は、その領域内の湿地につき、登録簿への登録のため指定する場合及び登録簿の登録を変更する権利を行使する場合には、渡りをする水鳥の保護、管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する。

第３条
１　各締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。
２　各締約国は、その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達，汚染その他の人為的干渉の結果，既に変化しており，変化しつつあり又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる。これらの変化に関する情報は、遅滞なく、第８条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

第４条
１　各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。
２　締約国は、登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。
３　締約国は、湿地及びその動植物に関する研究並びに湿地及びその動植物に関する資料及び刊行物の交換を奨励する。
４　締約国は、湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める。
５　締約国は、湿地の研究、管理及び監視について能力を有する者の訓練を促進する。

第５条
締約国は、特に２以上の締約国の領域に湿地がわたつている場合又は２以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行につき、相互に協議する。また、締約国は、湿地及びその動植物の保存に関する現在及び将来の施策及び規

制について調整し及びこれを支援するよう努める。

第６条

１　この条約の実施について検討し及びこの条約の実施を促進するため、締約国会議を設置する。第８条１の事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り３年を超えない間隔で締約国会議の通常会合を招集し、また、締約国の少なくとも３分の１が書面により要請する場合には特別会合を招集する。締約国会議の通常会合は、次回の通常会合の時期及び場所を決定する。

２　締約国会議は、次のことを行う権限を有する。

(a) この条約の実施について討議すること。

(b) 登録簿に係る追加及び変更について討議すること。

(c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関する情報であつて第３条２の規定により通報されるものについて検討すること。

(d) 締約国に対し、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関して一般的又は個別的勧告を行うこと。

(e) 湿地に関係のある事項であつて本来国際的性格を有するものについての報告及び統計を作成するよう関係国際機関に要請すること。

(f) この条約の実施を促進するため、その他の勧告又は決議を採択すること。

３　締約国は、湿地の管理につきそれぞれの段階において責任を有する者が湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する１の会議の勧告について通知を受けること及びこれらの者が当該勧告を考慮に入れることを確保する。

４　締約国全議は、会合ごとに手続規則を採択する。

５　締約国会議は、この条約の財政規則を定め及び定期的に検討する。締約国会譲は、通常会合ごとに、出席しかつ投票する締約国の３分の２以上の多数による議決で、次期の財政期間についての予算を採択する。

６　締約国は、締約国会議の通常会合において出席しかつ投票する締約国が全会一致の議決で採択する分担率に従つて、予算に係る分担金を支払う。

第７条

１　前条１の会議に出席する締約国の代表には、科学、行政その他の適当と認められる分野において得られた知識及び経験により湿地又は水鳥の専門家とされる者を含めるべきである。

２　会議に代表を出席させる各締約国は、１の票を有するものとし、勧告、決議及び決定は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する締約国の単純過半数による議決で採択する。

第８条

１　自然及び天然資源の保全に関する国際同盟は、他の機関又は政府がすべての締約国の３分の２以上の多数による議決で指定される時まで、この条約に規定する事務

局の任務を行う。

２　事務局は、特に、次の任務を行う。

(a) 第６条１の会議が招集されかつ組織されるに当たつて助力すること。

(b) 国際的に重要な湿地に係る登録簿を保管すること及び登録簿に掲げられている湿地に関する追加、拡大、廃止又は縮小につき第２条５の規定により締約国が行う通報を受けること。

(c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関し第３条２の規定により締約国が行う通報を受けること。

(d) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化をすべての締約国に通知すること及び次回の会議においてこれらの事項が討議されるように取り計らうこと。

(e) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化に関する勧告を関係締約国に周知させること。

第９条

１　この条約は、署名のため無期限に開放しておく。

２　国際連合、いずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a) 批准につき留保を付さないで署名すること。

(b) 批准を条件として署名した後、批准すること。

(c) 加入すること。

３　批准又は加入は、批准書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託することによつて行う。

第１０条

１　この条約は、前条２の規定に基づいて七の国がこの条約の締約国となつた後４箇月で効力を生ずる。

２　その後は、この条約は、批准につき留保を付さないで署名した日又は批准書若しくは加入書を寄託した日の後４箇月で各締約国について効力を生ずる。

第１０条の２

１　この条約は、条約の改正のためにこの条の規定に従い招集される締約国の会合において改正することができる。

２　いずれの締約国も、改正を提案することができる。

３　改正案及び改正の理由は、この条約に規定する事務局の任務を遂行する機関又は政府（以下「事務局」という。）に通報するものとし、事務局は、速やかにこれらをすべての締約国に通報する。締約国は、改正案についての意見を、事務局が改正案を締約国に通報した日から３箇月以内に事務局に通報する。事務局は、意見を提出

する期限の末日の後直ちに、その日までに提出されたすべての意見を締約国に通報する。

４　事務局は、締約国び３分の１以上が書面による要請をした場合には、３の規定に従つて通報された改正案を検討するための締約国の会合を招集する。事務局は、会合の時期及び場所について締約国と協議する。

５　改正は、出席しかつ投票する締約国の３分の２以上の多数による議決で採択する。

６　採択された改正は、締約国の３分の２が改正の受諾書を寄託者に寄託した日の後４番目の月の初日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。締約国の３分の２が改正の受諾書を寄託した日の後に改正の受諾書を寄託する締約国については、改正は、当該受諾書が寄託された日の後４番目の月の初日に効力を生ずる。

第１１条

１　この条約は、無期限に効力を有する。

２　いずれの締約国も、この条約が自国について効力を生じた日から５年の期間が満了した後は、寄託者が書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、寄託者がその通告を受領した日の後４箇月で効力を生ずる。

第１２条

１　寄託者は、この条約のすべての署名国及び加入国に対し、できる限り速やかに次の事項を通報する。

(a)　この条約の署名

(b)　この条約の批准書の寄託

(c)　この条約の加入書の寄託

(d)　この条約の効力発生の日

(e)　この条約の廃棄の通告

２　寄託者は、この条約が効力を生じたときは、国際連合憲章第１０２条の規定により、この条約を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

１９７１年２月２日にラムサールで、英語、フランス語、ドイツ語及びロシア語により原本１通を作成した。これらは、すべてひとしく正文とする。原本は、預託者に寄託するものとし、寄託者は、その真正な謄本をすべての締約国に送付する。

出水市ラムサール条約湿地保全・利活用計画

令和４年３月
〔制作〕出水ツルの越冬地生物多様性協議会
〔発行〕出水市ラムサール条約登録推進協議会
出水市
〒899―0292
鹿児島県出水市緑町１番３号
電話　0996-63-2111

〔委託先〕公益財団法人日本生態系協会